

**E41東海北陸自動車道－E8北陸自動車道の一部区間で
国道41号の代替路（無料）措置を行います
～4月13日 17時00分から～**

« E41 東海北陸自動車道 E8 北陸道 代替路(無料)措置 »

国道41号の道路下の法面崩落による通行止にあたり、通行止区間の迂回路として
東海北陸道 飛驒清見IC～北陸道 富山IC等の間をご利用いただけたため、通行止の
期間中は、通行料金を徴収しない措置を取ります。

【通行料金を徴収しない通行】

対象IC① E41東海北陸自動車道 飛驒清見IC

対象IC② E41東海北陸自動車道 五箇山IC・福光IC・南砺SIC

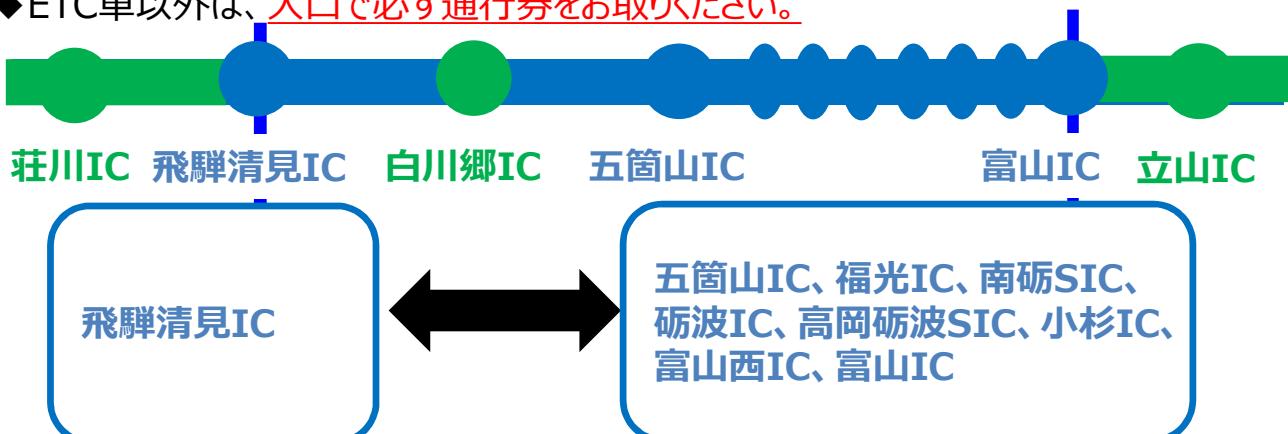
E8北陸道 砺波IC・高岡砺波SIC・小杉IC・富山西IC・富山IC

対象IC①を流入し、対象IC②を流出するご利用。

対象IC②を流入し、対象IC①を流出するご利用。

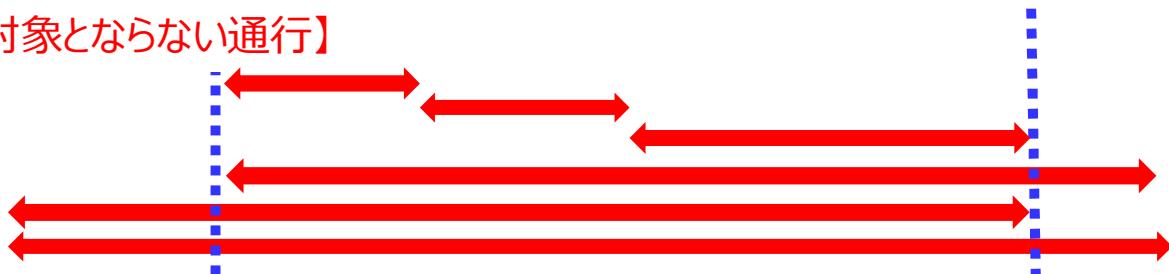
◆ETC車はETCレーン、ETC車以外は一般レーンをご利用ください。

◆ETC車以外は、入口で必ず通行券をお取りください。



対象IC①と対象IC②間の走行が、代替路(無料)措置の対象となります。

【対象とならない通行】



対象区間を超えたご利用や、対象区間のうち途中ICのみのご利用は、

代替路（無料）措置の対象とはなりません。**全区間有料となります。**

※（対象とならない例）飛驒清見IC～白川郷IC、五箇山IC～富山IC、莊川IC～立山IC等のご利用